

広島県告示第五百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
医療法人社団緑雨会	広島市安佐北区落合一丁目一四一九	高陽第一診療所 訪問看護ステーション	平成一八年五月一日
医療法人社団長寿会	広島市安芸区中野五丁目一三二三〇	訪問看護ステーション瀬野川	平成一八年九月一日
医療法人杏仁会	三原市城町三丁目七一	訪問看護ステーションかもめ	平成一八年一月一日
エイチ・ワイ・エム株式会社	広島市中区千田町一丁目一五四一八〇四	せんだ訪問看護ステーション	平成一九年一月一日
医療法人比治山病院	広島市南区上東雲町一三一一六	訪問看護ステーション比治山	平成一九年二月一日